

「責任準備金算出方法の見直しに係るコンサルティング業務」に係る企画競争

企画提案説明資料

令和2年11月9日

独立行政法人農林漁業信用基金

資料目録

I 企画提案説明書（実施要領）

様式1 競争参加資格確認申請書

様式2 委任状

様式3 企画提案書

様式4 競争不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査票

II 仕様書

III 審査要領

別紙 評価基準兼審査表

IV 契約書（案）

I 企画提案説明書 (実施要領)

1 業務概要

(1) 業務名

責任準備金算出方法の見直しに係るコンサルティング業務

(2) 実施目的

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、債務保証等についての保険を行っていることから、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、「責任準備金積立基準（以下「積立基準」という。）」に基づき算定した額を責任準備金として積み立てている。

令和元事業年度決算における農業信用保険勘定及び漁業信用保険勘定における責任準備金の積立額は保険価額残高の1%にも満たず、同様の事業を行っている他機関と比較しても僅少な実態にある。

令和元年度の独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会においても、委員から、将来10年間を予測期間とするストレステストなどに基づく責任準備金の積増し要否についての検討についての言及があったところであり、近年の災害が多発していること等を踏まえると、今後も保険事業を営む上で契約責任を果たすに当たって、積立額の規模が適切かという妥当性について十分な検証が必要と認識している。

これらのことを踏まえ、責任準備金について、積立額の妥当性を十分に掌握した上で、来年度以降の会計処理を変更するか否かについて検討するため、責任準備金に関する知見を有する外部専門家によるコンサルティングを受け、責任準備金の算出方法について、専門的な立場から検証及び改善等についての指導、助言を受けることにより保険財務の健全性を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

「II 仕様書」による。

(4) 契約期間

契約締結日から令和3年1月31日

2 企画競争参加資格要件

- (1) 独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項中、特別な理由がある場合に該当する。（当信用基金ホームページの契約関連情報（<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>）を参照。）
- (2) 公告日において令和2・3・4年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東、甲信越地域の競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格者」という。）とする。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てが

なされている者又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 税の滞納がないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 企画提案説明書に示す、すべての事項を満たすことができる者であること。

3 手続等

(1) 担当部署

〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階
独立行政法人農林漁業信用基金 農業調整室 農業業務推進課
電話03-3294-4483 電子メール：chosa@jaffic.go.jp
FAX 03-3294-3140

(2) 申請書類の提出方法等

- ① 本件競争の参加希望者は、競争参加資格確認申請書（様式1）及びその他必要書類（以下「申請書類」という。）を提出し、参加資格の有無について信用基金の審査を受けなければならない。

② 申請書類

- ア 競争参加資格確認申請書（様式1） 1部
- イ 申請者の概要（組織概要等）書類 1部
（注）申請者の概要書類については、参加資格申請者が任意に作成している書類（パンフレット等）でも可。
- ウ 全省庁統一資格における資格審査結果通知書の写し
- エ 委任状（代理人を選出する場合。様式2）
- オ 第一種定型郵便物の大きさの封筒（競争参加資格審査結果通知の送付先を明記し、返信用切手を添付のこと。） 1部

③ 提出方法

- ア 持参又は郵送で提出すること。
- イ 持参により提出する場合の受付時間は、「土日祝日を除く平日10時から17時まで、12時から13時を除く。」とする。
- ウ 郵送により提出する場合は簡易書留とし、提出期限必着とする。

④ 提出場所

上記3の担当部署。

⑤ 提出期限

令和2年11月19日（木）15時

なお、上記期日において、当該申請書類の提出者が1者である場合には、その後の手続きを中止し、再公告するものとする。

⑥ 提出された申請書類の取扱について

- ア 作成費用は、参加希望者の負担とする。
- イ 申請書類は、返却しない。

(3) 競争参加資格審査結果の通知

① 通知する事項

申請書類を提出した者のうち、資格があると認められた者に対しては参加資格がある旨を、資格がないと認められた者に対しては、参加資格がない旨及びその理由を「競争参加資格認定通知書」により通知する。

② 参加資格がない旨の通知を受けた者への説明

申請書類を提出した者のうち、参加資格がない旨の通知を受けた者で、その理由に対して不服のある者は、説明を求めることができる。

③ 結果通知日

競争参加資格認定通知書は、令和2年11月24日（火）までに発送する。

(4) 質問の受付期限、方法等

① 受付期限

令和2年11月19日（木）16時

② 質問方法

電子メールに限る。なお、評価基準に関する質問は受け付けない。

回答は全て令和2年11月19日（木）17時までに電子メールにて行う。

(5) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出場所

上記（1）に同じ。

② 提出書類

a 企画提案書（様式3） 7部

b 見積書（任意様式） 7部

③ 提出方法

a 持参又は郵送で提出すること。

b 持参により提出する場合の受付時間は、「土日祝日を除く平日10時から17時まで、12時から13時を除く。」とする。

c 郵送により提出する場合は簡易書留とし、提出期限必着とする。

また、併せてPDF化した企画提案書を以下あて先へ電子メールにより提出すること。

電子メール：chosa@jaffic.go.jp

d 上記②の書類一式を封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先を記載し、「責任準備金算出方法の見直しに係るコンサルティング業務の企画競争に係る提出書類一式在中」と記載すること。

④ 提出期限

令和2年11月25日（水）16時まで

なお、上記期限において、企画提案書の提出が1者である場合には、その後の手続きを中止し、再公告するものとする。

⑤ 企画提案書及び見積書の作成様式及び記載上の留意事項

a 企画提案書

ア 「様式3」により作成すること

イ その他アピールできる事項がある場合、任意様式により作成し、企画提案書（様式3）に添付すること。

b 見積書（任意様式）

本業務を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税を除く。）を記載した見積書

- ⑥ 企画提案書の特定をするための評価基準
提出された企画提案書については、「Ⅲ 審査要領」に基づき評価を行う。
 - ⑦ 企画提案に関する説明会実施の有無
説明会は実施しないが、企画提案説明資料等の交付時に必要に応じ説明を実施する。
- (6) 書類等の作成に用いる言語及び通貨
日本語及び日本通貨に限る。
- (7) 契約限度額
9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (8) 契約に関する事項
- ① 契約書の作成
 - a 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
 - b 契約書の作成に要する費用はすべて企画提案書を特定した提案者の負担とする。
 - c 契約書の内容は、担当が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
 - ② 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - ③ 契約保証金
全額免除する。
 - ④ 契約条項は、「Ⅳ 契約書（案）」による。
- (9) 企画競争実施に際しての留意事項
- ① 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - ② 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
 - ③ 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
特定されなかった企画提案書は返却しないので、返却を希望する提案者は、企画提案書を提出する際にその旨を申し出ること。
 - ④ 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。
 - ⑤ 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して競争参加停止等の処分を行うことがある。
 - ⑥ 特定した提案内容については、「独立行政法人等の情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）」に基づく開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
 - ⑦ 企画競争の結果は、独立行政法人農林漁業信用基金内に設置する選定委員会開催後14日以内に、提案者に対して書面で通知するとともに、ホームページ

ジで次の事項を公表する。

a 業務名 b 特定相手先（特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名等） c 特定した日、 d 提案者毎の評価得点の合計点

- ⑧ 企画提案書が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、当基金会計規程等に基づく契約手続の完了までは、信用基金との契約関係を生じるものではない。
- ⑨ その他の詳細は企画提案説明資料による。

(10) 入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査

信用基金では、一般競争入札、企画競争等を実施する契約について、より多くの事業者様に参加していただけるよう、契約に関する見直しを進めている。

この一環として、入札説明書、技術提案書をお受取りいただいた事業者様で、入札に参加されなかった又は技術提案書をご提出いただかなかった事業者様より、改善すべき点を伺い、今後の契約に役立てていきたいと考えている。

については、上記趣旨をお酌み取りいただき、本アンケート調査へのご協力願いたい。

なお、本アンケート調査をご提出いただくことによる不利益等は一切ない。

また、本アンケート調査は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用しないので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。

様式については、当基金のホームページの契約関連情報 (<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>) からダウンロードいただきたい。

(注) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先 次のいずれにも該当する契約先

ア 当信用基金において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

イ 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当信用基金OB)の人数、職名及び当信用基金における最終職名

イ 当信用基金との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

エ 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時時点で在職している当信用基金OBに係る情報(人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等)

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

Ⅱ 仕様書

1 業務名

責任準備金算出方法の見直しに係るコンサルティング業務

2 業務の内容

受託者は、委託期間中、下記4に掲げるアドバイザー・サービス項目について、信用基金の特性を踏まえ、信用基金の職員が実務的に対応可能な作業量の範囲内で、具体的な検討、検証、指導、助言等を行うこと。

3 委託期間

契約締結日から令和3年1月29日（金）まで

4 アドバイザリー・サービス項目

(1) 信用基金の試算結果及び試算を通じて得た検討案の妥当性についての検証

信用基金が行った以下の各号の試算結果について、受託者は、信用基金が使用したデータを基に、現行の積立基準により計算を行い、結果を確認するとともに、信用基金が試算を通じて得た検討案の妥当性について検証する。

ア 計算対象区分を見直して積立基準により計算した責任準備金の額

イ 現行の計算対象区分について、積立基準に基づき計算した決算期後の経過年次別累計収支予測

(2) 現行の積立基準の検証

積立基準を改正（平成28年4月28日）する際に受けた外部コンサルティング（平成27年度）では、当時の民間保険会社に対する会計基準や規制を参考に行っているが、前回の外部コンサルティング後に民間保険会社に対する会計基準や規制を巡る情勢変化や信用基金の保険引受リスクの考察を踏まえて、現行の積立基準が陳腐化していないかについて検証する。

(3) 現行の積立基準による責任準備金に加えて、追加責任準備金を積み立てるとした場合における責任準備金の算出等についての手法の検討及び試算

(1)のイを基にして責任準備金を算出する他に、事故率や回収率に負荷をかけて責任準備金を算出すること、将来の保険金支払の蓋然性が高いと判断される融資保険や大口の保証保険の付保案件について責任準備金を算出することについて、妥当な責任準備金の算出手法を検討するとともに、検討した算出手法により直近の保有データに基づき責任準備金の額を試算する。

(4) 責任準備金の計算方法及び計算基礎の変更案の検討

(1)から(3)までの検討を踏まえ、責任準備金積立基準に規定する計算方法及び計算基礎の変更案を作成する。

(5) 信用基金からの質問事項に対する回答

(1)から(4)までにに関する事項についての信用基金からの質問及び資料要求依頼等を受け付け、適宜、適切な指導・助言を行うこと。

5 納入成果物

上記4に掲げる報告書等をそれぞれ書面で7部及び電子媒体にて提出すること。ただし、提出する際は、Microsoft Word、Excel、Access又は一太郎によること。

6 納入期限

令和3年1月29日（金）まで

7 納入場所

〒101-8506

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階（注）

独立行政法人農林漁業信用基金 農業調整室農業業務推進課

電話：03-3294-4483

（注）信用基金は令和3年1月に移転を予定していることから、別途指定する。

8 選定方法等

（1）選定方法

信用基金が設置する選定委員会において審査し、最も優秀な提案を行った1者を契約候補者とし、内部決裁を経た者を契約相手方とする。同契約相手方には、書面により決定通知を送付する。

（2）審査基準

「Ⅲ 審査要領」に基づき、審査を行う。

（3）選定結果の通知予定日

令和2年11月27日（金）までを目途に結果を通知する。

9 提案者の条件

提案者は企画提案説明資料に示すすべての事項を満たすことができる者であること。

10 その他

（1）本仕様書に記載のない事項の決定に当たっては、信用基金の指示に従うものとする。

（2）本仕様書に疑義が生じた場合又は本仕様書の内容に変更する必要がある場合には、信用基金と協議の上、速やかに解決を図ること。その際の決定事項は、受託者が打合せ議事録を作成し、信用基金の承認を受け発効する。

なお、この打合せ議事録は本仕様書に優先する。

（3）知的財産権等

① 受託者は、本契約に関して信用基金が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。

なお、受託者は、信用基金が開示した情報について、委託作業中の授受方法、保管方法及び取扱方法を明確にするほか、委託作業完了時においては、全ての情報について、返却、消去又は廃棄等の措置を適切に行うこと。

② 受託者は、本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を信用基金に譲渡し、信用基金は独占的に使用するものとする。

なお、受託者は信用基金に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。

③ 納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、信用基金が特に使用を指示した場合を除き、受託者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

なお、この場合、受託者は当該著作物の使用許諾条件等につき、信用基金の了承を得ること。

④ 本件仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら信用基金の責に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。

なお、信用基金は紛争等の事実を知ったとき、速やかに受託者に通知することとする。

Ⅲ 審査要領

1 業務名

責任準備金算出方法の見直しに係るコンサルティング業務

2 選定委員

(1) 委員長：総務担当総括理事

(2) 委員：財務担当理事、農業担当理事、漁業担当理事、
総務・農業担当総括調整役、漁業担当参事

3 企画提案書等の評価

選定委員会の委員は、提案者の企画提案書について、以下の項目を踏まえ、別表「評価基準兼審査表」により、各項目を評価し、評価に応じた得点を与える。

(1) 除外項目

提案者が提出した見積書に記載されている金額が、独立行政法人農林漁業信用基金が定める契約限度額を超えていた場合は、契約候補者とししない。

(2) 採点項目

① 実施体制

責任準備金（保険契約準備金）に精通した人材を確保し、本件委託業務を実施するに当たり十分な組織・体制となっているか。（成果物を確実に納入できる組織・体制）

② 専門知識

本件委託業務を実施するに当たり必要な知識・技術・ノウハウを有しているか。

③ 実績

過去において、日本国内において責任準備金（保険契約準備金）に関するコンサルティングの実績を有しているか。

④ 実施内容

- ・「責任準備金算出方法の見直しに係るコンサルティング業務」に係る委託内容を十分理解した上で、委託期間内に実現可能な内容となっているか。
- ・作業内容及び作業スケジュールが明確なものになっているか。

⑤ 見積額

低廉な価格により本件委託業務を実施することとなっているか（応募者の見積額を相対比較する）。

⑥ その他

- ・ 見積額について、積算根拠を示した詳細な見積内容が示されているか。
- ・ ワーク・ライフ・バランスなどの推進に関する取組状況、その他アピールできる事項の有無等

(3) 採点基準

- ・ 「⑤見積額」以外の評価項目

大変優れている：10点、優れている：8点、普通：6点、劣っている：4点、特に劣っている：2点

- ・ 「⑤見積額」

$(1 - \text{見積額} / \text{契約限度額}) \times \text{配点} (40\text{点})$ （小数点以下第2位を四捨五入）

(4) 合否評価

別表「評価基準兼審査表」において、「必須」とされている評価項目について、委員の過半数が「不合格」とした場合には、その提案者は不合格とする。

従って、不合格となった提案者は、本件委託業務の業務委託先候補者とはならない。

(5) 選定委員が各項目を評価し、評価に応じた得点の合計の平均を総得点として、その点数が最上位の提案者を契約先の候補者として特定する。

(6) 総得点と同点の場合は、見積金額が安い者を契約候補者とする。見積金額も同額の場合は、委員長が決定する。

(別紙)

評価基準兼審査表

件名：「責任準備金算出方法の見直しに係るコンサルティング業務」

応募者名：

審査者名：

項目	評価観点	評価区分	合否 (注1)	配点	得点記入欄 (注2)
①実施体制	責任準備金（保険契約準備金）に精通した人材を確保し、本件委託業務を実施するに当たり十分な組織・体制となっているか。（成果物を確実に納入できる組織・体制）	必須		10	
②専門知識	本件委託業務を実施するに当たり必要な知識・技術・ノウハウを有しているか。	必須		10	
③実績	過去において、日本国内において責任準備金（保険契約準備金）に関するコンサルティングの実績を有しているか。	必須		10	
④実施内容	「責任準備金算出方法の見直しに係るコンサルティング業務」に係る委託内容を十分理解した上で、委託期間内に実現可能な内容となっているか。	必須		10	
	作業内容及び作業スケジュールが明確なものになっているか。	必須		10	
⑤見積額	低廉な価格により本件委託業務を実施することとなっているか（応募者の見積額を相対比較する）。	加点		40	
⑥その他	見積額について、積算根拠を示した詳細な見積内容が示されているか。	加点		10	
	ワーク・ライフ・バランスなどの推進に関する取組状況、その他アピールできる事項の有無等（女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）、次世代法に基づく認定（くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）など）	加点		10	

注1：不合格とするのは、以下の場合とする。また、不合格の場合は、合否欄に×を、また、得点記入欄に0点を記入する。
記載がない。要求事項を満たさない、不十分である。内容に明らかに矛盾がある。

注2：評価項目に対する得点は、以下のとおりとする。

(1) 「⑤見積額」以外の評価項目

大変優れている：10点、優れている：8点、普通：6点、劣っている：4点、特に劣っている：2点

(2) 「⑤見積額」

(1 - 見積額 / 契約限度額) × 配点 (40点) = 得点 (小数点以下第2位を四捨五入)

合計点：必須（満点：50点）＋加点（満点：60）＝合計点（満点：110点）

合計

IV 契約書（案）

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、「責任準備金算出方法の見直しに係るコンサルティング業務」に関して次のとおり契約を締結する。

（業務の委託）

第1条 甲は、乙に対し、以下の定める業務の提供を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 業務の名称 責任準備金算出方法の見直しに係るコンサルティング業務
- (2) 業務の内容 別紙「仕様書」に記載のとおり

（業務の履行）

第2条 乙は、別紙の仕様書に基づき、責任準備金算出方法の見直しに係るコンサルティング業務（以下「本件業務」という。）を行うものとする。

- 2 乙は、公認会計士法その他の法令及び日本公認会計士協会倫理規則を遵守するものとし、職業的専門家としての正当な注意義務をもって、本契約に基づく業務を履行するものとする。
- 3 乙又は乙の使用人は、本契約の履行にあたり、甲の施設及び設備を利用し作業を行う場合には、甲が定めるセキュリティポリシー及び安全対策基準を遵守しなければならない。
- 4 乙は、本件業務の履行に際し、別紙の仕様書に記載のない事項の処理が必要であると判断したときは、その旨を甲に報告し、それらの事項についての依頼の有無、依頼する場合の条件等について、両者協議のうえ決定する。

（確認）

第3条 甲は、乙の行う本件業務につき、以下の事項を確認する。

- (1) 乙の行う本件業務は、如何なる意見表明や証明を行うものではなく、又、そのような内容について保証を行うものでないこと。
- (2) 乙の行う本件業務は非監査業務であり、一般に公正妥当と認められる監査の基準や証明業務の基準に従うものでないこと。
- (3) 乙の行う本件業務は、甲の意思決定や管理業務を代替するものでないこと。
- (4) 乙の行う本件業務の内容に将来事象に関するものが含まれている場合には、その将来事象の達成可能性や信頼性を保証するものでないこと。
- (5) 乙の行う本件業務は、甲から提供される情報などを前提に種々の制約条件の下で行われるものであり、助言の内容を採用するか否かは甲の責任と判断において行うこと。

- 2 甲は、乙から提供を受けた別紙の仕様書に定めた成果物（以下「成果物」という。）を、甲の責任準備金算出の見直しの検討以外に使用しない。
- 3 乙は、本件業務において成果物のドラフトや当該ドラフトを検討するための書面を甲に提供する場合があるが、これらは作業途上のものであり、最終的な結果ではないため、乙は、甲及びその他の者に対しこれらについての責任を負わない。
- 4 本件業務は、甲の責任準備金算出方法の見直しのための甲による利用に供することを目的として実施されるものであり、他の第三者による利用を目的としたものではない。乙は、成果物に関し、甲以外のいかなる第三者に対しても、乙の帰責性の有無を問わずなんらの責任も負わない。

（契約金額）

第4条 契約金額は、〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当金〇〇〇〇円を含む）とする。

（契約保証金）

第5条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（検査）

- 第6条** 甲は、乙から成果物の提出を受けたときは、遅滞なく成果物が契約に適合するものであるかどうか検査を行わなければならない。
- 2 乙は、前項の検査に合格し、甲が所定の検査調書に記名押印したときをもって本件業務が完了したものとする。

（契約不適合責任）

- 第7条** 甲は、前条に規定する検査に乙が合格した後に、成果物に関して仕様書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。
- 2 前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。
 - 3 第1項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
 - 4 前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。

- 5 甲が契約不適合を発見した時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 6 本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

(契約金額の請求及び支払い)

第8条 乙は、本件業務を完了したときは、第4条に規定する契約金額の支払を甲に請求する。

- 2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領したときは、受領した日の翌日から起算して30日以内に支払わなければならない。

(遅延金)

第9条 甲は、自己の責に帰すべき理由により、前条第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して年3.0パーセントの割合で計算した遅延金を、速やかに乙に支払う。

(履行遅延の場合における損害金)

第10条 甲は、乙が、乙の責めに帰すべき理由により、別紙の仕様書に定めた納入期限（以下「期限」という。）までに成果物を納入することができない場合において、甲の業務運営上著しく支障を及ぼすと甲が認めたときは、本契約を第12条第1項第1号に定めに基づいた解除をせずに、相当期間に限り、これを履行遅延として取り扱うことができるものとする。

- 2 前項の取扱いをした場合、乙は第4条で定めた契約金額に対して年3.0パーセントの割合で計算した損害金を速やかに甲に支払う。
- 3 天災その他の不可抗力又は乙の責めに帰することができない事由により、乙が期限までに成果物を納入することができないと甲が認める場合、甲は第1項の取扱いとはせず、乙と協議のうえ履行期間を延長できる。

(反社会的勢力の排除)

第11条 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められること。

- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、暴力団員等を利用していると認められること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
- (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
- 3 甲及び乙は、契約の相手方が前各項に違反した場合、何らかの催告をなしに直ちに、締結した一切の契約を解除することができる。
- 4 甲及び乙は、前項に基づく契約を解除したことにより、契約を解除した相手方に発生した損害について、賠償責任を負わない。

(甲の契約解除)

第 12 条 甲は、乙が次に掲げる事項の一に該当する場合又は甲の業務上必要があると認めた場合には、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が正当な事由によらないで、契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は期限若しくは期限経過後相当の期間内に当該債務の履行を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 乙が正当な事由により、契約の解除を申し出たとき。
 - (3) 公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し若しくは不利な利益を得るための連合があったと認められるとき。
 - (4) 乙が前各号に掲げる場合のほか、契約上の義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定に基づき、契約を解除した場合において、既済部分又は既納部分があるときは、これを検査し、当該検査に合格した部分を引き取ることができる。この場合においては、契約金額のうち、その引き取った部分に対応する金額を乙に支払う。

(乙の契約解除)

第 13 条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により成果物を完納することが不可能になったときは、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 14 条 甲は、次に掲げる事由により契約を解除する場合で、乙に損害を及ぼした場合は、その損害の賠償を行うものとする。

- (1) 甲の責めに帰すべき事由により乙から解除の申し入れがあったとき。
- (2) 甲の業務運営上の必要から契約を解除したとき。

2 乙は、この契約の履行に当たり、甲に損害を与えたとき、又は、契約の解除により甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行う。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においてはこの限りでない。

(契約解除による違約金)

第 15 条 乙は、甲が第 12 条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 4 号の規定に基づき、契約を解除したときは、甲の請求に基づき契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合等による違約金)

第 16 条 乙は、次のいずれかに該当したときは、甲の請求に基づき契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を談合等に係る違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下、本項において「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- (3) 乙に対し公正取引委員会が独占禁止法第 7 条等の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (4) 乙に対し公正取引委員会が独占禁止法第 66 条第 4 項の規定に基づき同法第 3 条等の規定に違反する行為があった旨を明らかにする審決を行い、同審決が確定したとき。
- (5) 乙に対し公正取引委員会が独占禁止法第 7 条の 2 第 13 項又は第 16 項の規定に基づき、課徴金の納付を命じる旨の通知を行ったとき。

(超過損害額の請求)

第 17 条 乙は、第 15 条又は前条の規定による違約金の請求につき、契約解除又は談合等により生じた損害額が違約金請求額を上回る場合は、当該超過分の損害について賠償を請求することを妨げない。

(遅延利息)

第 18 条 乙は、乙が第 14 条第 2 項の損害賠償金、第 15 条又は第 16 条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(再委託の制限及び承認手続)

第 19 条 乙は、本件業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、効率的な履行を図るため、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ、再委託先の相手方の住所及び氏名、再委託の業務範囲、再委託の必要性、再委託の金額、その他必要な事項を記載した書面を提出し、甲の承認を得なければならない。

3 乙は、前項の承認を受けた再委託（再請負を含む。以下同じ。）についてその内容を変更する必要があるときは、前項の記載事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

4 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第 2 項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。

5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第 3 項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。

6 甲は、第 2 項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。

7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が契約金額（委託費の限度額）の 50 パーセント以下であり、かつ、100 万円以下である場合には、軽微な再委託として前項までの規定は、適用しない。

(資料等の提供及び返還)

第 20 条 甲及び乙は、本契約に定める条件に従い、本件業務の遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行うものとする。

- 2 前項に定めたことのほか、甲又は乙から、本件業務の遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議のうえ、本契約に定める各条件に従い、相手方に対しこれらを提供する。
- 3 甲又は乙が前2項により相手方に提供する資料等に関して、甲又は乙の内容等の誤り又は提供遅延によって生じた本件業務の履行遅滞については、その起因となった資料を提供した者が一切の責を負うものとする。
- 4 甲又は乙から提供を受けた資料等が本件業務の遂行上不要となったときは、双方遅滞なくこれらを提供者に返還又は指示に従った処置を行う。
- 5 甲及び乙は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、それぞれ書面をもってこれを行う。

(資料等の管理)

- 第21条** 甲及び乙は、相手方から提供された本件業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。
- 2 甲及び乙は、相手方から提供された本件業務に関する資料等を本件業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変できる。

(守秘義務)

- 第22条** 甲及び乙は、次の各号に該当するもの（以下「秘密情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもってその秘密を保持するものとし、自己の使用人に使用させる場合を除いて、事前に相手方の書面による同意がない限り、正当な理由無く第三者に開示してはならず、また、本契約の目的以外に使用してはならない。
- (1) 甲から開示された資料若しくは情報、又は乙から開示された資料若しくは情報であって、秘密である旨表示されたもの（以下「秘密資料等」という。）
 - (2) 本契約による業務提供過程において甲が知り得た乙の所有する知識及び技能等
 - (3) 本契約による業務提供過程において乙が知り得た甲の所有する知識及び技能等
 - (4) 乙から甲に提出された成果物
- 2 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する資料及び情報は秘密情報から除くものとする。
 - (1) 甲から開示された時点で、既に公知となっていたもの
 - (2) 乙から開示された時点で、既に公知となっていたもの
 - (3) 甲から開示された後で、乙の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
 - (4) 乙から開示された後で、甲の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
 - (5) 甲から開示された時点で、既に乙が保有していたもの

- (6) 乙から開示された時点で、既に甲が保有していたもの
 - (7) 甲が、守秘義務を負うことなく第三者から正当に開示されたもの
 - (8) 乙が、守秘義務を負うことなく第三者から正当に開示されたもの
 - (9) 甲が、秘密情報によらずに独自に創作したもの
 - (10) 乙が、秘密情報によらずに独自に作成したもの
- 3 甲は、第1項の「正当な理由」が、次の場合を含むことを了解する。
- (1) 乙が、公認会計士法に基づく金融庁又は公認会計士・監査審査会の求めに対する報告又は資料の提出を行う場合
 - (2) 乙が、日本公認会計士協会の会則等に基づき同協会の質問又は調査に応じる場合
 - (3) 乙が、訴訟、調停又は審判等において職業上の利益の擁護のため必要な場合
 - (4) その他法令に基づく場合、又は守秘義務を負っている乙の顧問弁護士にその見解を求めるために開示する場合
- 4 乙は、第1項の「正当な理由」が、次の場合を含むことを了解する。
- (1) 甲が、農林水産省、財務省、金融庁等行政庁からの求めに対する報告又は資料の提出を行う場合
 - (2) 甲が、甲と契約する会計監査人からの求めに対する報告又は資料の提出を行う場合
 - (3) 甲が、訴訟、調停又は審判等において業務上の利益の擁護のため必要な場合
 - (4) その他法令に基づく場合、又は守秘義務を負っている甲の顧問弁護士にその見解を求めるために開示する場合
- 5 甲及び乙は、自己の責任においてそれぞれの使用人に対して第1項の義務を遵守させるものとする。
- 6 甲及び乙は、秘密情報が第三者の知るところとなり、又はそのおそれがある場合は、遅滞なく相手方に通知するものとする。
- 7 甲及び乙は、相手方から秘密資料等の返還又は破棄を求められた場合、その指示に従い秘密資料等を返還又は破棄するものとする。ただし、乙は、本条の守秘義務を遵守することを条件に、適用法令、規則及び業務記録に関する職務上の慣行を遵守するために必要な範囲内で、本件業務に関する一切の作業記録一式及び文書（紙又は電磁的記録その他の形態を問わない。）を保持する。
- 8 本条の守秘義務は、本契約終了後も継続するものとする。

（個人情報に関する法令遵守）

第23条 甲及び乙は、個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他の適用法令及びガイドラインを遵守していることを表明し、かつ将来にわたっても遵守することを確約するものとする。

(所有権)

第 24 条 乙が本契約に従い甲に納入する成果物の所有権は、第 6 条の検査に合格した日に、乙から甲へ移転する。

(著作権)

第 25 条 成果物に関する著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 17 条に規定する著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、乙又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、甲に移転するものとする。なお、乙は、著作者人格権を行使しないものとする。

(知的財産権侵害の責任)

第 26 条 甲が、乙から提出を受けた成果物に関し第三者から著作権、特許権、その他の知的財産に関して法令に定められた権利又は法令上保護される利益に係る権利（以下「知的財産権」という。）の侵害の申し立てを受けた場合、次の各号全ての要件が満たされる場合に限り、第 14 条の規定にかかわらず乙はかかる申し立てによって甲が支払うべきとされた損害賠償額及び合理的な弁護士費用を負担する。ただし、第三者からの申し立てが甲の責に帰すべき事由による場合、又は、甲が単独で当該申し立てに対応した場合は、この限りではなく、乙は一切の責任を負わないものとする。

(1) 甲が第三者から申立を受けた日の翌日から起算して 10 営業日以内に、乙に対し申立の事実及び内容を通知する。

(2) 甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に対して実質的な参加の機会及び全てについての決定権限を与え、並びに必要な援助をする。

2 乙の責に帰すべき事由による知的財産権の侵害を理由として、甲による成果物の将来に向けての使用が不可能となる恐れがある場合、乙は、乙の判断及び費用負担により、①権利侵害のない他の物品等との交換、②権利侵害している部分の変更、③継続使用のための権利取得のいずれかの措置を講じることとする。

(紛争の解決)

第 27 条 この契約について、甲と乙との間に紛争が生じたときは、両者の協議により解決する。

2 前項の規定による解決のための要する一切の費用は甲乙平等の負担とする。

(管轄裁判所)

第 28 条 この契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。


(補足)


第 29 条 この契約に関して疑義を生じたとき、又はこの契約に定めがない事項については、甲乙協議して定める。

この契約の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区内神田1 丁目1 番 12 号
独立行政法人農林漁業信用基金

理 事 長 今 井 敏 
生年月日 年 月 日

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○ 

生年月日 年 月 日